

令和2年度事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

第1 法人の概況

1 設立年月日（設立登記日） 平成23年9月1日

2 定款に定める目的

防犯活動の推進母体として、地域住民の防犯意識の高揚や防犯対策の普及を図るとともに、自主的な防犯活動の活性化を図ることで、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を実現し、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 事業内容

定款に定める目的を達成するため、次の事業を定款に掲げ推進していく。

- (1) 防犯意識及び防犯対策向上のための普及・啓発・広報事業(公1)
- (2) 防犯用品等の開発・普及広報事業(公1)
- (3) 自転車盗防止対策向上のための普及・啓発・広報事業(公1)
- (4) 風俗環境浄化意識向上のための普及・啓発・広報事業(公1)
- (5) 防犯ボランティア団体等の支援事業(公2)
- (6) 防犯功労者及び団体の表彰事業(公2)
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(注)：(公1)は公益目的事業1、(公2)は公益目的事業2の略である。

4 所管官庁に関する事項

群馬県

5 会員の状況（令和3年3月31日現在）

・正会員数 35会員

・賛助会員数 656会員

・自転車量販店会員数 161会員

6 主たる事務所の状況

前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部庁舎内

7 役員等に関する事項

(1) 評議員 30名

(2) 役員 23名

理事20名

(理事長1名 副理事長2名 専務理事1名 理事16名)

監事 3名

8 職員に関する事項

事務局長以下6名

9 許認可に関する事項

- 昭和 60 年 12 月 12 日 財団法人の設立許可。同年 12 月 18 日 設立登記。
- 昭和 60 年 12 月 27 日 群馬県公安委員会から風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく「群馬県風俗環境浄化協会」に指定された。
- 平成 22 年 9 月 1 日 群馬県公安委員会から自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）第 12 条第 3 項の規定による「自転車防犯登録を実施する者」の指定を受けた（自転車防犯登録関係）。
- 平成 23 年 8 月 19 日、群馬県知事から公益認定を受け、同年 9 月 1 日「公益財団法人群馬県防犯協会」として設立登記を完了した。

第 2 事業の状況

令和 2 年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を更新し、9,965 件で、16 年連続で減少し、最悪だった平成 16 年中の認知件数 42,643 件と比較し、32,678 件、約 76.6% 減少するなど、犯罪総量抑制に大きな成果が現れています。

しかしながら、犯罪件数で見る治安は確実に改善されているものの、オレオレ詐欺などの特殊詐欺、子ども・女性を対象とした犯罪など、社会的弱者が被害者となる事件やサイバー犯罪が多発し、時に県民に不安や脅威を与えています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた防犯イベント等については中止が余儀なくされましたが、このように依然として厳しい状況を踏まえ、感染防止対策を図り、群馬県、群馬県警察、地区防犯協会、防犯ボランティア等と連携し、「みんなでつくる安心の街」を合言葉に、公益財団法人として広く県民に向けた防犯対策・公益目的事業を次のとおり推進した。

公益目的事業 1

地域住民・団体の社会貢献、公益活動への関心を高めるなど防犯意識、防犯対策向上のための普及・啓発・広報事業

1 防犯意識及び防犯対策向上のための普及・啓発・広報事業

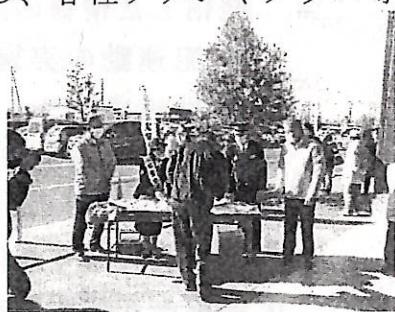
(1) 地域安全活動の推進

ア 各種防犯イベントの共催

12 月 15 日（火）ベイシア前橋小島田店において、当協会と前橋

東警察署の共催による防犯イベントを開催し、各種チラシやグッズ等を配布した。

また、ヤマダ電気 LABI 1において開催している安全安心まちづくりイベントなど、約15回の開催を予定していた防犯イベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。



イ 全国地域安全運動の推進

警察庁、全国防犯協会連合会主催により、毎年秋に行われている「全国地域安全運動」に参加し、県内における防犯活動の推進母体として、自主防犯活動への参加の呼び掛けと、子ども・女性の犯罪被害防止、特殊詐欺の被害防止、住宅対象の侵入窃盗被害防止等を目的とした地域安全運動を推進した。

ウ 全国地域安全運動ポスター、リーフレットの作成

全国地域安全運動の普及を目的としたポスター(160枚)、リーフレット(5,000枚)を作成し、地区防犯協会等を通じて県民に配布し周知を図った。

エ 全国地域安全運動中央大会への参加

9月24日、東京都の明治記念館において開催された「全国地域安全運動中央大会」に参加した。

オ 県民防犯運動の実施

群馬県、群馬県警察と連携して、県民総ぐるみによる「県民防犯運動」を実施し、広報用の県民防犯運動実施中のポスター(1,000枚)を作成、配布し、県民の防犯意識の高揚を図った。



中央大会（明治記念館）

カ 自主防犯パトロールの実施

安全安心まちづくりを更に推進するため、各地区自主防犯パトロールをはじめ、委託契約した団体による青色パトロール車(宝くじ号9台)を使用した自主防犯パトロールを実施した。

キ 自動販売機による情報発信活動の推進

賛助会員である企業等(設置数7機)及び警察署や公務所等(114機)に設置している情報発信機能付き自動販売機の電光掲示板に、身近で発生している犯罪情報や防犯情報をリアルタイムで表示し、各種情報を県民に向けて発信した。



前橋市役所において青パト贈呈

* 発信した情報の内容

防犯運動の実施、少年非行防止、子ども
・女性被害防止、オレオレ詐欺などの特殊
詐欺防止、自転車盗防止、空巣被害防止、
車上ねらい防止・ひったくり防止、万引き
防止等合計303件の情報を発信した。

(2) 広報啓発活動の推進

ア ホームページの活用

当協会のホームページの掲載内容の点検更新を行い、当協会の主な活動、群馬県警察とリンクして県内の犯罪発生状況、犯罪手口に応じた防犯対策、自主防犯活動の進め方等について掲載する等、広報啓発活動を実施した。



イ メディアの活用

地元密着メディアを活用して、「毎月16日は県民防犯の日」、「県民防犯運動の実施」、「振り込め詐欺など特殊詐欺の被害防止」等について広く県民に周知するための広報啓発活動を実施した。

- ・上毛新聞=毎月16日及び6月
- ・群馬テレビ=12月16日～1月16日(15秒CM20回年賀)
- ・FMぐんま=10月～3月(20秒スポット)、年賀(30秒スポット)
- ・まえばし CITY エフエム=4月～3月
(20秒スポット)
- ・上毛アドシステム(高崎イオン・けやきウォーク前橋・伊勢崎スマート・太田イオン:デジタルサイネージ)
=4月～3月(15秒CM)



(けやきウォーク前橋)

ウ ポスター、チラシの活用

オレオレ詐欺等の特殊詐欺、子ども・女性に対する犯罪、侵入窃盗、乗り物盗など、県民が日常生活を送るうえで不安や恐れを感じる犯罪被害防止のため、啓発資料を作成又は購入し、地区防犯協会や警察署を通じて県民に配布した。

エ ヤマダ電機大型街頭テレビの活用

(株)ヤマダ電機の協力を得て、高崎駅東口のヤマダ電機前オーロラビジョン(大型街頭テレビ)に15秒スポットCM2本枠を確保し、少年の見守り活動、振り込め詐欺防止等について毎日放映し、広報啓発活動を推進した。

オ 広報紙「防犯ぐんま」の発行

安全安心まちづくりのために各種情報を掲載した広報紙「防犯ぐんま」を季刊紙として4月、7月、10月及び1月に発行し、地区防犯

協会、警察署、賛助会員等に配布するとともに、ホームページに掲載し、県民に向けて情報を発信した。

カ 防犯ビデオの整備及び貸出

地域安全活動、オレオレ詐欺等の特殊詐欺被害防止、子ども・女性に対する犯罪防止等に関する貸出用防犯ビデオを整備した。

(3) 子ども、高齢者、女性を犯罪から守るための啓発活動

ア 幼稚園・保育園児対象防犯交通教室の開催中止

群馬県交通安全協会と共に、警察本部・警察署等の後援による幼稚園・保育園児対象の防犯交通教室「G-FIVEと学ぼう！めざせ安全！園児たち」は、年間10園の幼稚園、保育園において開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止とした。

イ 「安全・安心まちづくりふれあいコンサート」の開催中止

県警察音楽隊OBで編成する「ひまわり楽団」と連携し、老人会、障害者施設、地区公民館等を訪問し、女性や、高齢者の参加を得てスポット防犯講話等を取り入れた「安全・安心まちづくりふれあいコンサート」を開催し、子ども、女性、高齢者の被害防止やオレオレ詐欺等の被害防止活動を予定していましたが、感染防止対策により中止とした。

ウ 女性部の活動

7月15日感染拡大防止対策を徹底し、高崎市上中居町住民センターにおいて防犯講座を開催し、高齢者に対する防犯意識の高揚を図った。

また、年2回開催予定の定例会や各地区において開催される防犯イベントなども感染拡大防止のため中止とした。



(4) 薬物乱用防止活動

ア 地区活動の支援

地区防犯協会、警察署、自治会、学校、PTA等が開催する薬物乱用防止のための活動に際し、薬物乱用防止資料の提供やビデオの貸出し等を行い支援した。

イ 群馬県薬物乱用対策推進本部活動

群馬県薬物乱用対策推進本部の本部員として群馬県警察等の関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止の広報啓発活動を行った。

(5) 少年の健全育成及び非行防止活動

ア 群馬県柔道連盟及び同剣道連盟が開催する大会等のプログラムに非行防止等に関する広告を掲載し、武道を通じた少年の健全育成を図った。

イ 全国小学生作文コンクールに対する支援

読売新聞社、公益財団法人日工組社会安全財団及び公益社団法人全国少年警察ボランティア協会が共催した第29回全国小学生作文コンクール「わたしたちのおまわりさん」に対し、群馬県職場警察連絡協議会とともに作文応募者（県内240人）への記念品について支援し、少年の健全育成を図った。

ウ 少年の居場所づくりに対する支援

群馬県警察本部少年課少年育成センターの実施する少年の居場所づくりに参加する「群馬県大学生少年サポーター連絡会」を支援し、少年の健全育成を図った。

エ 少年非行防止に関する広報啓発活動の推進

群馬県警察、少年関係機関・団体と連携し、少年の健全育成・非行防止及び児童虐待防止に関する各種広報啓発活動を推進した。

(6) 防犯対策の調査研究

ア 犯罪に関する資料収集

事業活動を効果的に推進するため、犯罪統計及び少年非行統計、犯罪発生傾向・特徴、地域安全活動に関する資料を収集し、ホームページや広報紙を通じ、地区防犯協会、賛助会員を始め、県民に広く周知し、地域防犯活動の資料とした。

イ 電柱広告の活用実験の継続

東京電力所有の電柱を活用した広告（不審者見たら110番）を高崎市内に5か所設置して、同署管内の犯罪発生抑止につなげるため、電柱広告を継続しており、効果測定のため同署の意見を伺っている。

ウ コミュニティ・ラジオの活用実験の実施

平成23年1月29日開局したコミュニティ・ラジオ「まえばしCITY エフエム」を活用して限られた地域に対する広報啓発活動の社会実験として「防犯チャンネル845」（月曜日から金曜日の午後4時から30分間）の放送に事務局係員が毎木曜日に出演し、各種防犯情報等を提供した。

2 防犯用品等の普及・広報事業

(1) 優良防犯用品の普及・広報

防犯カレンダーの作成・普及をはじめ、犯罪被害防止に有効な各種優良防犯用品、防犯性能が高いと認められる建物部品等について、ホームページ、広報紙「防犯ぐんま」、広告、チラシ、防犯用品の展示説明会等を通じて紹介し、広くその普及に努めた。

(2) 古物営業標識等の普及

古物営業法に規定する古物営業の群馬県公安委員会許可標識（プレー

ト) 及び古物台帳を、許可を受けた古物商に対し普及し、古物商を通じて適正な古物営業を推進するとともに、犯罪の防止を図った。

3 自転車防犯対策向上のための普及・啓発・広報事業

自転車盗難は、発生する犯罪総件数の約 11.6% を占めており、子どもから高齢者まで、幅広い層の県民の最も身近で発生し、多くの県民に不安を抱かせている犯罪であるため、県民に対し、「自転車には 2 ロック」運動を展開するのを始め、自転車防犯登録制度の普及等の各種自転車盗難防止対策を推進した。

(1) 自転車防犯登録制度の普及徹底

自転車防犯登録制度は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)」第 12 条に、自転車の利用者の責務として「県公安委員会が指定する者が行う防犯登録を受けなければならない。」とされており、同責務を根拠としている制度であり、当協会は、「自転車量販店 161 店舗」が販売した自転車の防犯登録を実施した。(令和 2 年度中 73,750 枚)

ア チラシの配布による啓発・広報

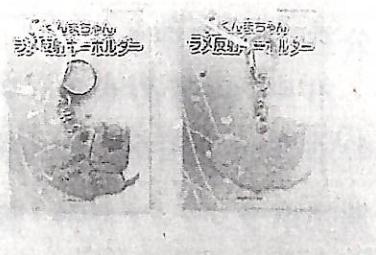
防犯登録制度やその効用を記載した「自転車には 2 ロックを!」を内容とするチラシを作成して自転車購入者をはじめ、自転車利用者に對し配布した。

イ 防犯登録カードの誤記入・誤登録防止対策

防犯登録の命は、正確・確実な登録を行うことであるので、すべての自転車防犯登録取扱店に対し、防犯登録カードの記載要領等を指導するとともに、同記載要領等を記載したデスクマットを配布し、防犯登録カードの誤記入・誤登録防止を図った。

ウ キーホルダーの配布による啓発・広報

防犯登録制度の普及と 2 ロック運動による自転車盗難防止対策用のキーホルダー(ぐんまちゃん型) 1 万 5 千個作成し、中・高生をはじめ、自転車の購入者、自転車利用者に対し配布した。



エ メディアの活用

地元密着メディアを活用して、「2 ロック」、「自転車防犯登録制度」等について広く県民に周知するための広報啓発活動を実施した。

- ・群馬テレビ=年賀、夏の高校野球(15 秒スポット各 18 回)
- ・FM ぐんま=1 月(30 秒スポット 2 回)
- ・まえばし CITY エフエム=10 月~3 月(20 秒スポット各月 14 回)

(2) 自転車盗難防止対策

「いつでもどこでも2ロック」を印刷したポケットティッシュを各警察署、各地区防犯協会を通じて広く配布して自転車盗難防止を図った。



4 風俗環境浄化意識向上のための普及・啓発・広報事業

当協会は、昭和60年12月27日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第39条に規定する県に一つの「群馬県風俗環境浄化協会」として群馬県公安委員会から指定され、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に努めた。

(1) 風俗営業管理者講習

群馬県公安委員会の委託を受けて実施する風俗営業管理者講習（法定講習）は、管理者148名の参加者を得て、計5回の開催を予定していましたが、感染防止対策により次年度へ繰り越すこととした。

(2) 風俗営業許可申請書類等の斡旋

全国風俗環境浄化協会から交付を受けて、風俗営業許可申請書類、深夜酒類提供飲食店届出書類、風俗営業従業者名簿、標札、ステッカーを群馬県公安委員会から許可を受けようとする者などに斡旋、交付し、スムーズで誤りのない許可事務が遂行できるようにした。

(4) メディアの活用

地元密着メディアを活用して、風俗環境浄化等について広く県民に周知するための広報啓発活動を実施した。

- ・群馬テレビ＝1月（15秒スポット3回）
- ・エフエム群馬＝10月～3月（20秒スポット18回）

公益目的事業2

市民・団体のボランティア精神の涵養とボランティア団体の活動の活性化を図るための支援・表彰事業

防犯ボランティア団体・個人を支援するとともに、「安全・安心まちづくり」を目指す地域安全活動を推進している地域住民や団体等に対し、公平かつ効果的な表彰を行うことで、ボランティア精神の涵養と士気の高揚を図った。

1 防犯ボランティア団体・個人に対する支援

(1) 自主防犯パトロール活動の促進

青色パトロール車を使用した防犯パトロールの活性化とボランティア団体自体の活性化を図るため、委託契約を締結した地区ボランティア団体等に青色パトロール車（9台：全国防犯協会連合会から当協会に無償譲

渡されたもの)を無償貸与し、自主防犯パトロール活動の充実を図った。

(2) 犯罪被害者支援団体の支援

「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」は、犯罪対策基本法に基づき犯罪等に遭った被害者及びその家族・遺族に対する精神的なケアや社会全体の被害者支援意識の高揚を図る事業を実施している。

そこで、同法人の支援を行い、さらに同法人とともに広報啓発活動を推進した。

2 防犯ボランティア団体・個人に対する表彰

(1) 全国防犯協会連合会表彰

9月24日(木)明治記念館(東京都)で開催された全国地域安全運動中央大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、防犯栄誉金章及び防犯功労団体のみの表彰となり、全国防犯協会連合会会长及び警察庁長官から防犯栄誉金章(1人)を受賞した。

また、全国防犯協会連合会会长及び警察庁長官から防犯栄誉銀章(2人)、全国防犯協会連合会会长から防犯栄誉銅章(6人)と功労ボランティア団体(1団体)が受賞した。

(2) 関東管区防犯協会連絡協議会表彰

関東防犯協会連絡協議会において、関東防犯協会連絡協議会会长及び関東管区警察局長が防犯功労者(6人)、防犯功労団体(2団体)、特別功労者(1人)、特別功労団体(1団体)を表彰し、各警察署を通じて伝達した。

(3) 群馬県防犯協会表彰

群馬県防犯協会会长及び群馬県警察本部長が、多年にわたり、防犯思想の普及高揚、防犯施設の整備拡充等地域における防犯・地域安全に尽力し、犯罪の防止に多大な功労のあった防犯功労者(53人)、防犯功労団体(2団体)を表彰した。

(4) 防犯功労及び協会運営功労者の表彰

情報発信活動、広報啓発活動、防犯イベント活動及び賛助会員募集による協会の運営に功労のあった各企業や個人に対し、理事長名の感謝状を贈呈した。

○ 情報発信活動功労

- ・ コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
　　東日本営業本部群馬・栃木支社様

○ 防犯イベント活動功労

- ・ 株式会社アイテイエム様
- ・ 有限会社 高崎保安機材様

○ 事業活動支援功労

- ・ 群馬セキスイハイム株式会社 様
- ・ 一般社団法人群馬県トラック協会 様
- ・ 株式会社 石島運輸倉庫 様
- ・ 株式会社 とりせん 様
- ・ 株式会社 旅がらす本舗 清月堂

その他公益目的を達成するための必要事業

1 賛助会員獲得事業

令和2年度中の新規獲得賛助会員数は5団体で、令和3年3月31日現在の賛助会員数は656団体(個人)であるが、経済情勢の変化や個人会員の高齢化等を起因とした退会もあり、新規会員の獲得に努めている。

2 会議の開催

(1) 理事会

ア 通常理事会（決算）

令和2年度第1回通常理事会は令和2年6月3日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染防止対策のため書面決議とし、「令和元年度補正予算」「令和元年度事業報告及び収支決算」「顧問の選任」「評議員会の開催」及び「職務執行状況」について議決・承認された。

イ 通常理事会（予算）

令和2年度第2回通常理事会は、令和3年3月17日開催予定であったが書面決議とし、「令和3年度の事業計画及び収支予算」「資金調達及び設備投資の見込み」及び「職務執行状況の報告」について全理事及び監事により議決・承認された。

(2) 評議員会

令和2年度評議員会は、令和2年6月26日開催予定であったが、感染防止対策のため書面決議とし、「平成30年度事業報告及び収支決算」「顧問の選任」「理事及び監事の選任」「評議員の選任」「平成31年度事業計画及び収支予算の報告」「中・長期計画（改定版）の策定の報告」及び「規程の一部改正及び報告」について議決・承認された。